参考資料10

移動報告状況（平成30年4月～平成31年3月）

（単位：件）

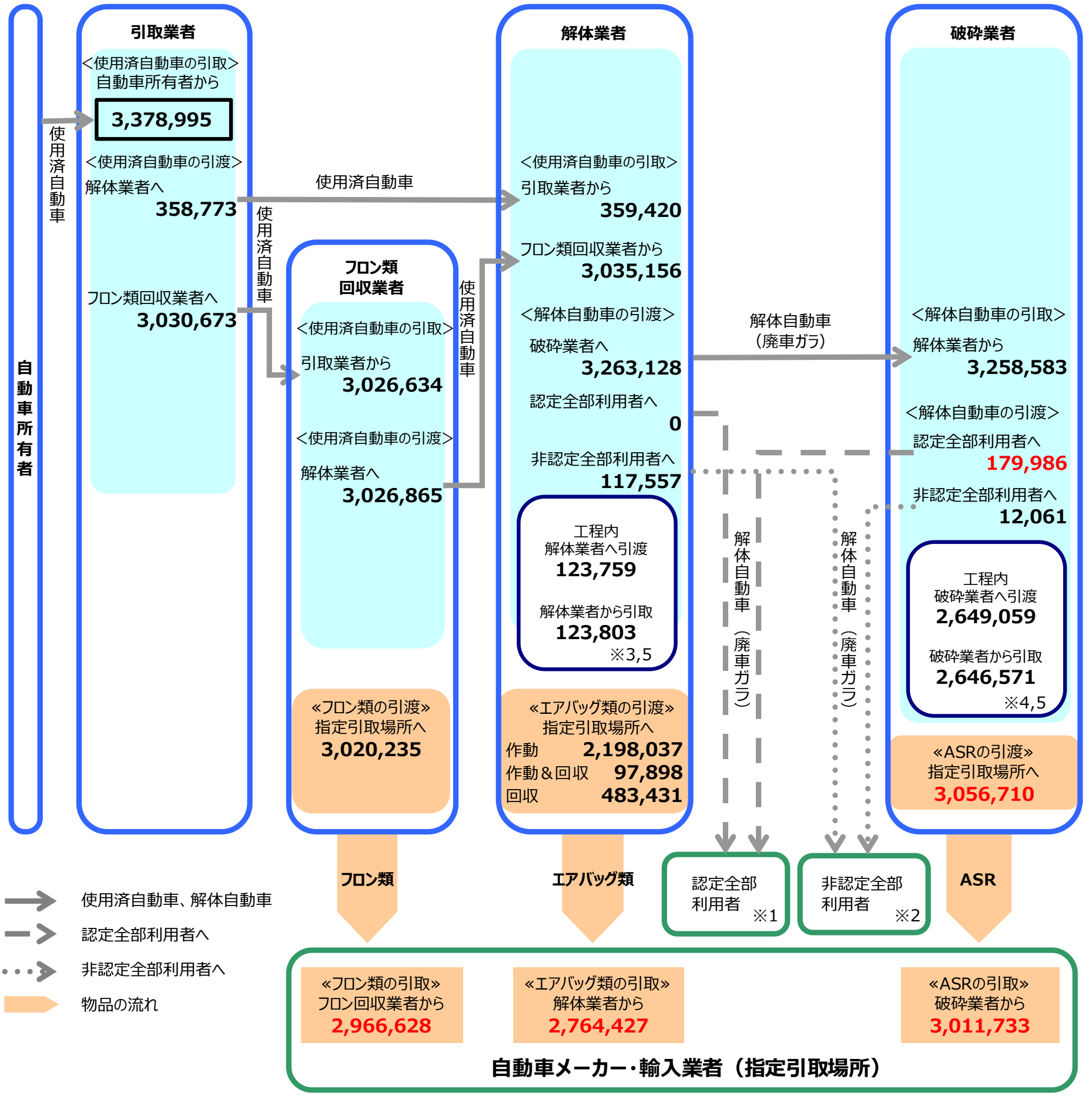

※１．認定全部利用者　・・・主務大臣の全部再資源化認定（法第３１条認定）を受け、電炉・転炉に解体自動車（廃車ガラ）を鉄鋼の原料として投入しリサイクルする業者。

※２．非認定全部利用者　・・・解体自動車（廃車ガラ）を電炉・転炉に投入したり、輸出を行う業者。

※３．解体工程内引取引渡が発生する理由　・・・有用な部品、材料等の再資源化を推進するため、解体業者が他の解体業者へ引き渡すことがある。

※４．破砕工程内引取引渡が発生する理由　・・・破砕前処理工程のみを行う破砕業者（プレス・せん断処理業者）は、解体自動車を他の破砕業者（シュレッダー業者）へ引き渡すことがある。

※５．工程内引渡と引取の数字が乖離する理由　・・・引渡報告があった後の引取報告について、遅延報告までの期間については解体自動車等の収集運搬等に必要な期間として一定期間認められている。そのため、引渡報告があっても引取報告をしていない場合がある。